

環 第 190 号

平成17年6月24日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県知事 堂本 暁子

一般国道464号北千葉道路（印旛～成田）建設事業に係る環境影響
評価準備書に対する意見（通知）

平成16年11月12日付けで送付のあった標記準備書について、環境影響
評価法第20条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業は、首都圏北部・都心部並びに県西地域から成田空港へのアクセス
強化などを目的として、谷津田が入り組んだ里山地域並びに北印旛沼及びその
周辺の水田地域に道路を建設するものであり、多くの部分を成田新高速鉄道線
建設事業と併設して計画されています。

北印旛沼及びその周辺は、希少な種を含む数多くの鳥類にとって重要な生息
地であります。特に、絶滅危惧種に位置付けられているサンカノゴイについて
は、我が国における最も重要な繁殖地であり、当該路線はその繁殖地内を通過
することから、重大な影響を及ぼすものと判断されます。

また、計画路線は、優れた風致景観を有する県立印旛手賀自然公園の区域内
にある北印旛沼を高架・橋梁構造で横断することから、自然公園と
しての風致景観に重大な影響を及ぼすものと判断されます。

さらに、里山地域においては、猛禽類のサシバ及びオオタカの営巣が多数確
認されており、これらの中には直接営巣木が伐採される箇所もあり、大きな影
響があると判断されます。

これらのことから、当該事業による影響の回避・低減を図るため、路線の一
部地下トンネル化などの構造形式の検討を含め、さらなる環境保全措置を含む
下記事項について所要の措置を講ずるようお願いします。

記

1 全般にかかわる事項

(1) 北印旛沼に生息するサンカノゴイ、オオセッカ等の湿地性希少鳥類及び同地区の風致景観については、これらが環境保全上特に重要性が高いことから、これらへの影響の回避・低減について、

ア 代償措置としてのヨシ原造成は、土地の確保・造成面積等に具体性を欠くとともに、その育成及び対象とする鳥類の定着等に不確実性を伴うこと

イ 北印旛沼とその周辺における高架・橋梁という長大な構造物の設置は、湖沼・抽水植物群落・水田等からなる同地区の風致景観を著しく損ねること

を踏まえ、路線の一部地下トンネル化を含め、再度、環境保全措置について幅広く検討すること。

(2) 不確実性を伴う環境保全措置の具体化やその事後調査に当たっては、当該保全措置の十分な効果が得られるよう、専門家の助言を得ること。

(3) 施工時の環境保全措置について、予測の条件と異なる工事を実施する場合は、その内容を見直すこと。

2 自然環境にかかわる事項

(1) 動物について

ア 湿地性希少鳥類について

(ア) 絶滅危惧 B 類に指定されているサンカノゴイについては、北印旛沼が我が国における最も重要な繁殖地であることから、事業実施による影響の回避若しくは大規模な代償措置を行うこと。

(イ) オオセッカ、コジュリン、ヨシゴイ、チュウヒについては、事業実施による影響を極力回避・低減すること。

(ウ) 代償措置としてヨシ原を造成する場合は、次の事項に留意の上、損なわれる生息環境と同程度以上を確保すること。また、詳細の検討に当たっては、HEP (Habitat Evaluation Procedure) 等の生態系定量

的評価手法を参考として行うとともに、その過程を適宜公表すること。

- a 造成地の選定に当たっては、動植物、地下水位等の調査を実施し、造成による影響を予測した上で、特に重要な動植物の生息・生育地に対する新たな環境影響を生ずることのないように選定すること。また、調査結果とともに選定過程を評価書に記載すること。
- b ヨシ原の造成に当たり、北印旛沼の生態系に影響を及ぼさないこと。
- c サンカノゴイ・オオセッカ・ヨシゴイ等について、好適な生息環境やその組み合わせ及び営巣・採餌・ねぐら等の利用形態が種ごとに異なることを踏まえて計画すること。
- d 鳥類が人との安全距離を確保するために設定する外周部と、その内側にあつて鳥類の繁殖等に利用される部分を想定して設定すること。特にサンカノゴイについては、水面を安全な場所と認識すると考えられることから、代替ヨシ原の外周部に水面を配置すること。

イ 猛禽類について

- (ア) サシバについて、C地区及びG地区において事業実施区域に近接して営巣が確認されていることから、繁殖期には工事を実施しないこと。
- (イ) サシバについて、B地区及びM地区において営巣木が伐採される計画であることから、現地調査により代替の営巣環境（利用が見込まれる営巣木・営巣林等の状況）の存在の有無を具体的に明らかにした上で、当該事業によって行動域が二分されることを踏まえ、再度、予測・評価を行うこと。

なお、予測・評価に当たっては、各地区において把握されたサシバの営巣環境に関する情報を示し、これと比較検討の上、実施すること。

- (ウ) 抽出されたサシバの好適環境指標地について、止まり場の分布等の利用状況からその妥当性を検証すること。
- (エ) サシバの止まり場の設置について、好適環境指標地及び現在利用されている止まり場の位置を示し、これらへの当該事業による影響を踏

まえ、当該代償措置の有効性を検証すること。

(オ) サシバ及びオオタカのためのコンディショニングについて、具体的な手法を示すとともに、類似事例等によりその有効性を検証すること。

また、実施に当たっては、鉄道・道路両事業で工事の調整を図ること。

(カ) オオタカについて、D 地区及び I 地区において高利用域のうち利用頻度の高い地域等が改変されることから、環境保全措置を講ずること。

ウ その他の動物について

(ア) 哺乳類・は虫類等について、周辺に移動した場合の影響、個体数・現存量の減少、生息環境の消失・分断等、影響の内容を具体的に示して予測を行うこと。

(イ) 昆虫類に係る照明による誘引の回避措置について、類似事例等により、その効果を検証すること。

(2) 植物について

ア 水生植物及び湿生植物について、工事に伴って再出現する可能性があることから、これまでの生育記録を調査の上、再出現した場合にはその保全について適切に対応すること。

イ 重要な湿生植物の移植に当たっては、移植候補地の土壌水分、地下水位等の環境条件を十分に把握した上で、その種の生育に好適な環境条件の場所を選定すること。また、移植後は必要に応じて競合種の繁茂を抑えるなど適切な措置を講ずること。

ウ サワオトギリ、イワウメヅル、ミヤマヤブタバコ、タチギボウシ、ユモトマムシグサ、ビロードスゲについては、千葉県での分布記録がないことから、またキヨズミイボタについては既知の分布域から離れた場所での確認であり千葉県レッドリストにおいて一般保護生物に区分されていることから、それぞれ同定及び生育状況の確認を行った上で、重要な種として取り扱うこと。

(3) 生態系について

ア 湖沼における上位性の注目種について、候補種が北印旛沼において繁殖していないことを理由に該当なしとしているが、食物連鎖の上位種から注目種を選定し、予測・評価を行うこと。

イ 施工に当たっては、里山地域の生態系への影響を低減するため、改変面積の最小化、谷津の水系保全、植生の連続性確保等に十分に配慮して実施すること。

3 景観にかかわる事項

県立印旛手賀自然公園区域については、現況の風致景観を保護するという観点から、再度、予測・評価を行うこと。

4 大気質にかかわる事項

(1) 供用時における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、事業実施区域周辺の地形及び接地逆転の影響を考慮した調査・予測・評価を行うこと。

(2) ベンゼンについて、既存道路におけるベンゼン濃度と交通量との関係から当該路線による影響を検討することにより、予測を実施しない理由を明確に示すこと。

(3) 供用時の大気質に係る予測については平成42年を対象とした長期の予測であることから、交通量等の予測条件の推移を確認し、必要に応じ予測・評価及び環境保全措置を見直すこと。

(4) 施工時の粉じんの環境保全措置について、必要に応じて散水等を実施すること。

5 騒音にかかわる事項

(1) 供用時の自動車の走行に伴う騒音に係る環境保全措置については、当該路線と成田新高速鉄道線が併設する区間の影響に配慮し、最新の動向を踏まえ、実行可能なより良い技術を採用すること。

- (2) 供用時の騒音に係る予測については平成 4 2 年を対象とした長期の予測であることから、交通量等の予測条件の推移を確認し、必要に応じ予測・評価及び環境保全措置を見直すこと。
- (3) 施工時の騒音に係る環境保全措置について、低騒音工法の採用を図ること。
- (4) 交差する既存道路の騒音が大きい地点については、既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測すること。
- (5) 松崎地区における JR 成田線との交差部分について、複合騒音の影響を予測すること。

6 振動にかかわる事項

- (1) 供用時の自動車の走行に伴う振動に係る環境保全措置については、当該路線と成田新高速鉄道線が併設する区間の影響に配慮し、最新の動向を踏まえ、実行可能なより良い技術を採用すること。
- (2) 供用時の振動に係る予測については平成 4 2 年を対象とした長期の予測であることから、交通量等の予測条件の推移を確認し、必要に応じ予測・評価及び環境保全措置を見直すこと。
- (3) 松崎地区における JR 成田線との交差部分について、複合振動の影響に配慮し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

7 水質にかかわる事項

- (1) 施工時の濁水について、沈砂池の規模、処理能力、排水における浮遊物質の管理目標値及び放流先を明らかにした上で、定量的に予測を行うとともに、沈砂池の維持管理に万全を期すこと。
- (2) 供用時の路面排水について、発生が予測される物質の処理方法及び処理能力を明らかにすること。また、印旛沼への影響が懸念されることから、路面排水を処理するために設置される沈砂池及び沈殿用集水柵については、管理目標値及び放流先を明らかにした上で、実行可能なより良い技術を採用するとともに、その維持管理に万全を期すこと。

8 監視計画にかかわる事項

- (1) 事後調査結果の公表については、事業者の事務所等において随時閲覧できるようにするほか、ホームページへの掲載等により、積極的に行うこと。
- (2) 供用時の大気質について、将来の交通条件に不確実性を伴うことから、事後調査を実施すること。
- (3) 施工時の粉じんについて、予測条件と異なる工事を実施する場合は、事後調査を実施すること。
- (4) 供用時の騒音・振動について、将来の交通条件に不確実性を伴うことから、事後調査を実施すること。
- (5) 施工時の騒音・振動について、予測条件と異なる工事を実施する場合は、事後調査を実施すること。
- (6) 施工時の濁水及び供用時の路面排水について、気象条件及び将来の交通条件に不確実性を伴うことから、事後調査を実施すること。
- (7) 地下水について、開削工事の実施により地下水位に影響が生じた場合を想定し、事後調査を行うこと。
- (8) 鳥類について、渡りや繁殖行動を日照時間の変化に応じて行うことから、これらの行動を把握できるよう調査時期を見直すこと。
- (9) 個体数の少ない鳥類について、生息状況の調査期間は工事開始時から供用後3年間とするとともに、サンカノゴイについては北印旛沼全域を対象とすること。
- (10) 代償措置としてヨシ原を造成する場合については、代償措置の対象種を含む鳥類全般の生息状況、対象種の主要な餌生物の生息状況、植生及び水質等、対象種の生息環境を総合的に調査すること。また、調査期間は、ヨシ原の造成工事終了時から対象種の生息が安定的に確認されるまでとすること。
- (11) サンカノゴイのために設置する高欄の効果について、調査期間は供用開始時点から3年間とすること。
- (12) サシバ及びオオタカのためのコンディショニング並びにサシバのために設置する止まり場の効果について、調査期間は当該環境保全措置の開始時

点から供用後3繁殖期終了までとすること。

(13) チュウヒの集団ねぐらについて、事後調査を実施すること。また、調査期間は、工事開始時から供用後3越冬期終了までとすること。

(14) 小型哺乳類、両生類及びは虫類のために設置するスロープの効果について、調査期間はスロープ設置時点から供用後3年間とすること。

(15) 昆虫類に係る照明による誘引の回避措置について、不確実性がある場合には事後調査を実施すること。

(16) 植物の移植について、調査期間は移植個体の生育状況及び移植先の群落状況を踏まえ、移植個体が活着したと判断されるまでの期間とし、3年以上とすること。

9 その他の事項

代償措置として記載されているヨシ原造成については、土地の確保・造成面積等に具体性を欠いていることから、今後、具体化に向けての検討に当たっては、適宜、報告を行うとともに、意見を聴くこと。